

年金のスライド制—— 先進8カ国の経験

I はじめに

1950年代末ごろから先進資本主義国の多くが年金のスライド制を採用するようになった。不断のインフレーションの下で、年金の実質価値を維持し、退職者の生活水準を維持してゆこうというのがその目的であった。

しかしそれ以前でも年金額の改定がなされなかった訳ではない。退職老人の生活水準を物価や賃金の水準に対応させてゆく方法は決して一様ではないし、同じくスライド制と呼ばれるものの中にも多くの種類がある。

ここに紹介する文献は、年金水準を引き上げてゆく各種の方法を比較検討したものである。物価や賃金の指標により定期的に年金の改定を行なう方式（これをここではスライド制と呼ぶことにすると、原文では indexing という言葉が用いられている）の国際比較がここでの主なテーマであるが、その他の方法についても言及されている。

スライド制が導入された当時と1970年代の問題状況とでは大きな差があるというのが著者の基本認識である。1970年代に入って物価上昇は一層加速されまたそれが賃金上昇をも上回るようになった。こうなると硬直的なスライド制が、年金の財政を堅持してゆく上でかえって弊害となりかねない。経済一般の状況に調和できるよう年金の引上げに節度をもたせることも必要になってきている。これが著者の立場である。

II スライド制以外の方法

i) 制度の積上方式

これは、既存の年金額を改定するのではなく、これとは別の年金制度を追加することにより、全体としての年金水準を引き上げようとする方法である。デンマーク、ノルウェイ、スウェーデンなどで実施された。いずれの国も、全住民を対象とする定額年金制度を持っていたが、その費用は公費でまかなわれ、給付改善にも困難が伴なっていた。よりよい年金を求める声が高まり、1960年代に入って相次いで所得比例の年金制度が追加されるようになった。

保険料の拠出を条件としている点で上の3国とは異なるが、同じく定額年金を支給していたスイスやイギリスでも所得比例年金が追加されるようになった。

ii) 年金算定方式の変更

年金額の算定には退職者の過去の賃金記録が用いられることが多い。しかし退職時の賃金額と古い過去の賃金額とには大きな差があって、すべての賃金記録をそのまま用いて年金を算定すればその額は低くならざるをえない。そこで年金水準を引き上げる方法として、年金の算定に際し過去の賃金の一部を切り捨てる方法が多くの国で、採用されるようになった。最終3年間の賃金をもとに年金を算定する例が多くなっている。最終15年もしくはそれ以下の賃金記録に基づいて年金を計算している国は1961年では28カ国にすぎなかったが、1975年には50カ国にのぼっている。

一般的な傾向としては以上の通りであるがこの傾向がすべてにあてはまる訳ではない。ここで取りあげた8カ国についてみると、ドイツは過去のすべての賃金を計算に用いているし、スイス、アメリカ、スウェーデンなどもそれぞれ1948年、1951年、1960年以降の賃金記録をすべて計算に用いている。これに対しフランスでは賃金が高かった10年を選んで算定しており、オーストリアは最終5年間の賃金のみを用いている。

iii) 過去の賃金の再評価

過去の低い賃金を切り捨てる方法とともにこれを退職時の物価水準に応じて再評価する方法も各国で採用されている。第2次大戦前後の低い賃金の再評価が、1950年代末から、1960年代はじめにかけてフランス、ドイツ、オーストリ

アで実施されたのがこれのはじまりで、今日ではアルジェリア、ベルギー、カナダ、チリ、ポルトガル、トルコ、スイス、ユーゴスラビアなどでも採用されるようになっている。

iv) 政策的随時改定

1950年代末までの年金の改定は、定期的になされるのではなく、社会的政治的な要求が起る都度、法律の改正を通して実施されること多かった。その後定期的または自動的に年金を改定する仕組みが各国の年金制度に導入されるようになったが、こうした国々でも今なおスライド制と共に政策的な改定方式を併用する例が多い。

年金の政策的改定は新規に裁定する年金について実施される場合も、既裁定年金について実施される場合もある。

最近の各国の実施状況を見ると、フランスが1972年に5%の政策改定を行い、オランダは政策改定をたびたび繰り返している。スイスでは1964年と1969年に実施され、イギリスでは1960年以来少なくとも年1回の改定がなされてきた。アメリカでは1965年、1968年、1970-72年、1974-76年にそれぞれ政策改定が実施されている。

III スライド制

i) 賃金スライドと物価スライド

政策的な改定は年金受給者の要求を十分に満たすことができなかった。不断のインフレ下で年金の実質価値を維持してゆくために年金のスライド制が各国で採用されるようになった。その背景として、1950年代末から1960年代はじめにかけての先進諸国の経済的繁栄を無視することはできない。

先進8カ国のスライド制実施時期は次の通りである。

スウェーデン	1948年	物価スライド
ドイツ連邦共和国	1957年	賃金スライド
オランダ	1957年	賃金スライド

フランス	1965年	賃金スライド
オーストリア	1966年	賃金スライド
スイス	1969年	物価スライド
イギリス	1971年	物価または賃金スライド
アメリカ合衆国	1975年	物価スライド

スライド制は急速に広まり、1975年では、年金制度に何らかのスライド制を採用している国は33カ国を数えるに至っている。そのうち20カ国は物価スライド制を採用しており、11カ国が賃金スライド制を、残る2カ国は最低賃金水準によるスライド制を用いている。

オーストリアとドイツでは、被保険者の平均賃金の推移により年金がスライドされ、フィンランドでは全被用者の賃金指数が、オランダでは成人男子肉体労働者の時間賃率が、それぞれ年金のスライドに用いられている。フランスの場合には、被保険者の平均賃金を反映すると見られる傷病手当金の平均値が、年金スライドの指標として用いられている。

ii) 自動スライド制と半自動スライド制

自動スライド制とは、物価や賃金の上昇が一定の率までに達するとその段階で自動的に年金を引き上げる方法である。これに対し半自動的なスライド制とは、物価や賃金が一定限度上昇した段階で、その都度年金の引上げにつき改めて審議し決定する方法で、改定にはしかるべき法改正を必要とする場合が多い。

自動スライド制の利点としては、意図する引上げが完全に実施されやすく、審議過程や法的手続きが避けられるだけ調整過程は迅速となる、物価が激しく上昇すればそれに応じて年金引上げ頻度も増加できるし、行政手続きも簡単であるなどの点があげられる。

もともとこの2つの方法は明確に区別できるものであったが、今日では両方式をあわせて用いる国も多くなっている。1970年代に入って経済状勢が一般に悪化して来ると、健全な年金保険財政を維持してゆくために、年金の大幅なスライドに何らかの歯止めを設ける必要が生れ、自動スライド制を採用している

国々でもこれにあわせて引上げ幅やその実施方法を検討する制度を設けるようになっている。

iii) スライドに関する審議

スライドの諸条件を検討する審議会は、一般に政府側、使用者側、労働者か被保険者を代表する各委員によって構成されている。このほか経済専門家、学識経験者、大蔵大臣、中央銀行や商工会議所や保険会社の代表等を委員に加えているところもある。委員は通常担当大臣が任命し、審議会は法律の定める一定期間ごとに、または物価や賃金が一定限度以上上昇したその都度開催されている。

できるだけ高い年金水準を実現しようとする利害と、保険財政や経済一般に対する影響を心配する専門家とがこれらの審議会で対立することが多い。これまで概して年金水準の引上げが強調され、退職者の福祉を増進する空気の方が支配的であった。しかし1970年代に入ると次第に制度の財政問題や一般的な経済事情が強調されるようになった。これまでの年金計画が立脚していた経済状勢と、今日の状勢とに大きな違いが生じてきたからである。

審議会の具体的な役割は年金引上率を定めることである。1960年代までは主として物価や賃金の上昇率をどう評価し、これを年金の引き上げや保険料の上限所得の引上げにどう反映するかが検討された。しかし次第に保険料率の再検討や、老人人口の推移、失業率などの諸条件をも考慮するようになっている。

iv) タイムラグ

多くの場合、2年間にわたる物価や賃金の変動が翌年の年金の引上げ率の決定に用いられている。物価上昇率が年3%程度におさまればこれでも大きな問題はないであろうが、物価の上昇はしばしばこれを大きく上回り、より迅速な年金改定を求める声も強くなった。この問題を解決するために、指標が変化した時点と年金が改定される時点とを短縮する方法、および改定時と次の改定時の期間を短縮する方法、との2つの措置が各国で実施された。

最近になってカナダでは1年ごとの改定が3か月ごとの改定に、フランスと

ルクセンブルグでは1年ごとの改定が半年ごとの改定に、イギリスでは2年ごとの改定が1年ごとの改定に、それぞれ改められている。

指標の変化を測定した時点と年金改定の実施時点とを短縮した例としてはカナダ、ドイツ、オーストリアがあげられる。カナダでは9ヶ月のタイムラグが2カ月に短縮され、他の2カ国は1年のタイムラグを半年に短縮している。

これとは逆の例であるが、賃金が一定率上昇するたびに頻繁に改定がなされていたオランダでは、行政上の困難を避けるため最近これを半年ごとの定期的な改定に改めている。

表1は年金改定の頻度を先進8カ国について簡単に示したものである。

v) 年金、物価、賃金の推移

年金額の推移を物価や一般賃金水準の推移と比較したのが表2である。

表1 各国の年金スライド方式(1974年)

国	改定頻度	指 数	条件となる最低限の指標変化
オーストリア	毎年	賃金	なし
フランス	半年ごと	賃金	なし
ドイツ連邦共和国	毎年	賃金	なし
オランダ	半年ごと	賃金	最低3%
スウェーデン	指標変化に応じて隨時	物価	最低3%
スイス	3年ごとまたは随時	物価	最低8%
イギリス	毎年	物価または賃金	なし
アメリカ合衆国	毎年	物価	最低3%

スライドに用いている指標と年金の推移とが最も密接に結びついているのはスウェーデンである。これはスウェーデンにおいて、年金改定の頻度がそれだけ高かったことを反映している。スウェーデンでは年金改定が年に3度に及ぶこともあった。

表2 年金、平均賃金、消費者物価の推移

	1960	1965	1970	1971	1972	1973	1974
オーストリア							
年 金	100	109	141	151	162	178	203
(賃 金)	100	143	213	242	270	304	390
物 価	100	121	142	149	158	170	187
フ ラ ン ス							
年 金	100	173	254	280	310	344	379
(賃 金)	100	143	219	241	268	322	347
物 価	100	120	149	157	166	179	203
ドイツ連邦共和国							
年 金	100	143	203	216	237	264	293
(賃 金)	100	153	219	241	260	297	311
物 価	100	115	131	138	145	155	162
オ ラ ン ダ							
年 金	100	232	381	442	473	547	645
(賃 金)	100	148	229	260	287	325	-
物 価	100	118	149	160	173	187	204
ス ウ ェ ー デ ン							
年 金	100	154	209	232	245	259	295
賃 金	100	148	212	229	249	264	-
(物 価)	100	120	149	160	169	181	198
ス イ ス							
年 金	100	173	260	285	285	519	649
賃 金	100	140	196	221	246	276	310
(物 価)	100	117	139	148	158	172	189
イ ギ リ ス							
年 金	100	160	208	240	270	310	400
賃 金	100	127	182	197	228	261	309
(物 価)	100	119	149	163	174	191	221
ア メ リ カ 合 衆 国							
年 金	100	107	139	153	184	184	205
賃 金	100	120	149	158	172	185	197
(物 価)	100	107	131	137	141	150	167

()は、その国の年金スライドに用いられている指数を示す。

年金の上昇が他の指数の推移を大きく上回っているのはオランダとスイスである。オランダでは年金給付水準を最終的には最低賃金のレベルにまで引き上げるため、しばしば大幅な政策的改定が実施された。またスイスでも、よりよい年金水準を達成するために、1964年と1969年の2度にわたって33%にのぼる政策的な改定が実施されている。

年金の上昇が他の指数を大幅に下回っているのはオーストリアである。しかしながら両指数の格差の拡大は、賃金スライド制がこの国に実施されるようになった1966年以降、若干緩和されるようになっている。

Tracy, Martin B., Maintaining Value of Social Security Benefits During Inflation: Foreign Experience, Social Security Bulletin, November 1976, pp. 33-42.

(一圓光弥 健保連)